琉球大学学術リポジトリ

資料等

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学大学グローバル教育支援機構 公開日: 2018-07-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/41049

○琉球大学大学教育運営規則

（平成８年３月１１日
制　　定）

（趣旨）

第１条　琉球大学学則第１８条の２の規定に基づく琉球大学（以下「本学」という。）における大学教育（共通教育及び専門基礎教育（以下「共通教育等」という。）並びに専門教育をいう。以下同じ。）の運営等については，この規則の定めるところによる。

（基本方針）

第２条　本学における大学教育は，琉球大学学則第１７条に規定する教育課程の編成方針に基づき，学士課程教育における共通教育等と専門教育との有機的連携及び４年（医学部医学科にあっては６年。以下同じ。）一貫教育の推進並びに専門教育に係る学部間協力の推進を図るため，琉球大学グローバル教育支援機構（以下「機構」という。）の下で実施する。

２　共通教育等は，機構が教育課程を編成し，各学部及び学内共同教育研究施設等の教員が授業を行う。

３　専門教育は，各学部が教育課程を編成し，当該学部の教員又は必要に応じ他学部若しくは学内共同教育研究施設等の教員が授業を行う。

（学部教育委員会等）

第３条　学部における教育課程の編成，教育の自己点検・評価及び改善等について審議するとともに，機構と連携し共通教育等の円滑な運営を図るため，各学部に教育委員会等（以下「学部教育委員会等」という。）を置く。

２　前項及び次の各号に掲げるもののほか，学部教育委員会等の審議事項，組織及び運営については，各学部が定めるものとする。

（１）　学部教育委員会等の委員は教授をもって充てる。ただし，これによることのできないやむを得ない事情がある場合に限り，当該委員数の半数までは准教授をもって充てることができる。

（２）　学部教育委員会等の委員長は，原則として当該学部選出の評議員をもって充てる。

（学士教育プログラム）

第４条　学位の授与を目的とした４年一貫教育を実施し，学士課程教育の質保証を推進する基本の単位として，各学部に学士教育プログラムを置く。

２　学士教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（科目提供責任学部等及び総括学部等）

第５条　共通教育等を円滑に行うため，琉球大学共通教育等履修規程第２条に定める授業科目区分ごとに，別表のとおり科目提供責任学部等及び総括学部等を置く。

２　科目提供責任学部等は，共通教育等の基本方針，開設授業科目等に基づき，開設授業科目の実施方法等についてまとめ,担当教員の手配など授業の実施について責任を負う。

３　総括学部等は，科目提供責任学部等としての任務を行うほか，当該授業科目区分に係る他の科目提供責任学部等を総括する。
４　科目提供責任学部等以外の学部等は，科目提供責任学部等からの授業科目開設等の協力依頼に対して，積極的に対応するとともに，共通教育等の在り方，希望開設授業科目とその内容等について意見を提出する。

（改廃）
第６条　この規則の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規則は，平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成９年３月２５日）
この規則は，平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成１６年５月１日）
この規則は，平成１６年５月１日から施行する。
附　則（平成１８年３月２８日）
この規則は，平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２７日）
この規則は，平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年２月１日）
この規則は，平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年３月２２日）
この規則は，平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月２７日）
この規則は，平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年９月２５日）
この規則は，平成２４年１０月１日から施行する。ただし，第２条及び第４条の改正規定は，平成２４年７月１日から適用する。
附　則（平成２５年７月２３日）
この規則は，平成２５年７月２３日から施行し、平成２５年４月１日からする。
附　則（平成２８年３月２２日）
この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年１１月２日）
この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

授業科目区分	科目提供責任学部等	総括学部等
人　文　系　科　目	法文学部	
社　会　系　科　目	法文学部 観光産業科学部	法文学部
自　然　系　科　目	理学部	
健康運動系科目	教育学部	
総　合　科　目	全学部	機構（共通教育運営部門）
琉大特色・地域創生科目	全学部 地域連携推進機構	機構（共通教育運営部門）
キャリア関係科目	機構（キャリア教育支援部門）	
情報関係科目	情報科学演習にあっては全学部	工学部 機構（共通教育運営部門）
	日本語表現法入門にあっては 法文学部	
外　国　語　科　目	法文学部 教育学部	法文学部
専門基礎科目	教育学部，理学部，医学部， 工学部，農学部	理学部
日本語・日本事情科目	機構（国際教育支援部門）	

○琉球大学学士教育プログラムに関する規程

（平成２４年３月２７日
制　　定）

（趣旨）

第１条　この規程は，琉球大学大学教育運営規則第４条第２項の規定に基づき，各学部に置く学士教育プログラムに関し，必要な事項を定める。

（学士教育プログラムの名称等）

第２条　学士教育プログラムの名称，組織及び運営については，各学部が定めるものとする。ただし，学士教育プログラムの名称，組織の変更は，学年の始めから適用するものとする。

２　学部長は，当該学部の学士教育プログラムの名称，組織を変更する場合は，速やかにグローバル教育支援機構長に報告するものとする。

３　学士教育プログラムは，別表のとおりとする。

（学士教育プログラム委員）

第３条　各学士教育プログラムに委員（以下「プログラム委員」という。）を１名置き，当該学士教育プログラムの推薦に基づき，学部長が指名する。

２　プログラム委員の任期は２年とし，再任を妨げない。

３　プログラム委員が任期途中で交代する場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（学部教育委員会等との連携）

第４条　各学士教育プログラム委員は，当該学部の教育委員会等と連携し，学士課程教育の質の向上を図るものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は，グローバル教育支援機構会議の議を経て機構長が行う。

附　則

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

２　ＵＲＧＣＣ全学的教育実施組織等に関する申合せ（平成２３年４月１９日全学教育委員会決定）は廃止する。

３　廃止前のＵＲＧＣＣ全学的教育実施組織等に関する申合せ（平成２３年４月１９日全学教育委員会決定）第２条第１項の規定により選出されたプログラム代表者は，この規程の施行後，最初に指名される第３条第１項の代表者とみなし，その任期は第３条第２項の規定にかかわらず，平成２５年３月３１日までとする。

附　則（平成２８年３月１５日）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年７月１８日））

この規程は，平成２９年７月１８日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

別表

学 部 名	学士教育プログラムの名称
法　文　学　部	法学　学士教育プログラム
	経済学　学士教育プログラム＊
	政治・国際関係　学士教育プログラム
	人間行動　学士教育プログラム
	社会学　学士教育プログラム
	地理歴史人類学　学士教育プログラム
	琉球アジア文化　学士教育プログラム
	英語文化　学士教育プログラム＊
	ヨーロッパ文化　学士教育プログラム
観光産業科学部	観光学　学士教育プログラム
	経営学　学士教育プログラム＊
教　育　学　部	学校教育　学士プログラム
	（生涯教育　学士プログラム）
理　学　部	数理科学　学士教育プログラム
	物理系　学士教育プログラム
	地学系　学士教育プログラム
	化学系　学士教育プログラム
	生物系　学士教育プログラム
医　学　部	医学　学士教育プログラム
	保健学　学士教育プログラム
工　学　部	機械工学　学士教育プログラム
	エネルギー環境工学　学士教育プログラム
	電気システム工学　学士教育プログラム
	電子情報通信　学士教育プログラム
	社会基盤デザイン　学士教育プログラム
	建築学　学士教育プログラム
	知能情報　学士教育プログラム
	（機械システム工学　学士教育プログラム＊）
	（土木コース　学士教育プログラム）
	（建築コース　学士教育プログラム）
	（電気電子工学　学士教育プログラム＊）
	（情報工学　学士教育プログラム）
農　学　部	亜熱帯地域農学　学士教育プログラム
	亜熱帯農林環境科学　学士教育プログラム
	地域農業工学　学士教育プログラム
	亜熱帯生物資源科学　学士教育プログラム

＊は夜間主コースを含む。（　）は平成２８年度以前に入学した学生が対象となる。

琉球大学グローバル教育支援機構規則

平成２７年６月２３日
制　　定

（趣旨）
第１条　この規則は，琉球大学学則第７条の４第２項の規定に基づき，琉球大学グローバル教育支援機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める。

（目的）
第２条　機構は，琉球大学(以下「本学」という。)の教育の目的と理念に沿って，教育水準の向上とグローバル化を図るとともに，学生を入学から進路決定まで一貫して支援し，社会に求められる人材を育成することを目的とする。

（業務）
第３条　機構は，次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 学生受入の企画及び実施に関すること。
(2) 共通教育等の企画，調整及び実施に関すること。
(3) 学士課程及び大学院課程の教育の改善及び充実に関すること。
(4) グローバル人材の育成並びに留学生の教育及び国際交流に関すること。
(5) 学生及び職員の健康の保持増進に関すること。
(6) キャリア教育の企画及び実施に関すること。
(7) 学生支援に関すること。
(8) 機構の管理運営に関すること。
(9) 機構の教員人事計画に関すること。
(10) 機構の研究生，特別聴講学生及び科目等履修生に関すること。
(11) 前各号に掲げるもののほか，前条の目的を達成するために必要な業務
２　機構は，前項に規定する業務のほか，各学部・研究科等が行う教育・研究活動を支援し，その推進を図るものとする。

（部門）
第４条　機構に，前条の業務を遂行するため，次の各号に掲げる部門を置く。
(1) アドミッション部門
(2) 共通教育運営部門
(3) 授業支援部門
(4) 国際教育支援部門
(5) 保健管理部門
(6) キャリア教育支援部門
２　前項第１号，第２号，第４号，第５号及び第６号に掲げる「アドミッション部門」は

「アドミッションセンター」と，「共通教育運営部門」は「大学教育センター」と，「国際教育支援部門」は「国際教育センター」と，「保健管理部門」は「保健管理センター」と，「キャリア教育支援部門」は「キャリア教育センター」と称する。
３　第１項に定める各部門に関し必要な事項は，別に定める。

（障がい学生支援室）
第４条の２　保健管理部門の下に，障がい学生支援室（以下「支援室」という。）を置く。
２　支援室に関し必要な事項は，別に定める。

（機構開発室）
第５条　機構に，大学教育の諸課題等に関し必要な業務を行うため，グローバル教育支援機構開発室（以下「機構開発室」という。）を置く。
２　機構開発室に関し必要な事項は，別に定める。

（職員）
第６条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 部門長
(4) 専任教員（特任教員を含む。以下同じ。）
(5) 併任教員
(6) その他の職員

（機構長）
第７条　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。
２　機構長は，教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

（副機構長）
第８条　副機構長は，機構長の職を補佐するとともに，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
２　副機構長は，本学の教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部門長）
第９条　部門長は，当該部門の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　部門長は，本学の教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（専任教員）
第１０条　専任教員は，機構の業務及び主として部門又は支援室（以下「部門等」という。）の業務を処理する。
２　専任教員の担当する部門等は，機構長が定める。
３　専任教員の選考手続き等については，国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき，機構長が担当の理事と調整の上，学長の承認を得て，別に定める。

（併任教員）
第１１条　併任教員は，専任教員と協力し担当する部門等の業務を処理するとともに所属学　部等との連絡調整に当たるものとする。
２　併任教員は，機構長の申請に基づき，学長が任命する。
３　機構長は，前項の申請に当たっては，当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。
４　併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。

（機構会議）
第１２条　機構に，第３条第１項各号に掲げる業務（第８号，第９号及び第１０号に掲げるものを除く。）に関する事項及び機構の運営に関する事項を審議　するため，グローバル教育支援機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

（機構会議の組織）
第１３条　機構会議は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 機構開発室室長及び副室長
(4) 機構の部門長
(5) 全学学士教育プログラム委員会委員長
(6) 全学大学院教育プログラム委員会委員長
(7) 各学部の教育委員会等の委員長
(8) 各研究科の教育委員会等の委員長
(9) 附属図書館長
(10) 総合情報処理センター長
(11) 学長補佐（教育担当）
(12) 学生部長
(13) 学生部教育支援課長
(14) 学生部学生支援課長
(15) 学生部入試課長
(16) 学生部国際教育課長
(17) その他機構長が必要と認めた者

２　前項第１７号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）
第１４条　機構会議に議長を置き，機構長をもって充てる。
２　議長は，機構会議を招集し，主宰する。
３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１５条　機構会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（専門委員会）
第１６条　機構会議に，必要に応じて専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（意見の聴取）
第１７条　機構会議は，必要に応じ，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（グローバル教育支援機構教員会議）
第１８条　機構に，グローバル教育支援機構教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。
２　グローバル教育支援機構教員会議に関し必要な事項は，別に定める。

（全学学士教育プログラム委員会）
第１９条　機構に，全学学士教育プログラム委員会を置く。
２　全学学士教育プログラム委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（全学大学院教育プログラム委員会）
第２０条　機構に，全学大学院教育プログラム委員会を置く。
２　全学大学院教育プログラム委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（学生生活委員会）
第２１条　機構に，琉球大学学生生活委員会（以下「学生生活委員会」という。）を置く。
２　学生生活委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（部門会議）
第２２条　機構の各部門の業務に関する事項及び運営に関する事項を審議するため，部門

会議を置く。
２　部門会議に関し必要な事項は，別に定める。

（企画調整会議）
第２３条　機構に，グローバル教育支援機構企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）を置く。
２　企画調整会議に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）
第２４条　機構に関する事務は，関係各課室の協力を得て学生部教育支援課において処理する。

（雑則）
第２５条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，機構会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃）
第２６条　この規則の改廃は，機構会議の議を経て学長が行う。

附　則
１　この規則は，平成２７年７月１日から施行する。
２　この規則施行後，最初に任命される副機構長は，第８条第２項の規定にかかわらず，この規則施行の際現に大学教育センター長である者をもって充て，その任期は，同条第３項の規定にかかわらず，大学教育センター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この規則施行後，最初に任命される共通教育運営部門長は，第９条第２項の規定にかかわらず，この規則施行の際現に大学教育センター副センター長（共通教育等企画担当）である者をもって充て，その任期は，同条第３項の規定にかかわらず，大学教育センター副センター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
４　この規則施行後，最初に任命される国際教育支援部門長は，第９条第２項の規定にかかわらず，この規則施行の際現に留学生センター長である者をもって充て，その任期は，同条第３項の規定にかかわらず，留学生センター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
５　この規則施行後，最初に任命されるキャリア教育支援部門長は，第９条第２項の規定にかかわらず，この規則施行の際現に就職センター長である者をもって充て，その任期は同条第３項の規定にかかわらず，就職センター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
６　この規則施行後，最初に任命されるアドミッション部門長及び授業支援部門長の任期は，第９条第３項の規定にかかわらず，平成２８年３月３１日までとする。
７　この規則施行後，最初に任命される併任教員は，第１１条第２項の規定にかかわらず，

この規則施行の際現に留学生センター（国際学生交流センター），大学教育センター，外国語センター，就職センター又はアドミッション・オフィスの専任教員（特任教員を含む。）である者をもって充て，その任期は同条第４項の規定にかかわらず，平成２８年３月３１日までとする。

８　この規則の施行の日から平成２８年３月３１日までの間，大学教育（共通教育及び専門基礎教育）並びに専門教育の運営等については，琉球大学大学教育運営規則（平成８年３月１１日制定）の規定を準用することができるものとする。

９　この規則の施行の日から平成２８年３月３１日までの間，各部門に関する事項については，第４条第３項の規定によるもののほか，琉球大学留学生センター（国際学生交流センター）規則（平成１０年３月３１日制定），琉球大学大学教育センター規則（平成８年３月１１日制定），琉球大学外国語センター規則（平成１８年３月１６日制定），琉球大学就職センター規則（平成１４年７月２３日制定），琉球大学アドミッション・オフィス規程（平成１８年５月２３日制定），琉球大学大学教育センター教員選考内規（平成１８年８月１６日制定），琉球大学大学教育センター教員選考内規に関する申合せ（平成１８年８月１６日制定），琉球大学外国語センター運営委員会規程（平成１８年３月２８日制定），琉球大学外国語センター特任教員選考内規（平成１８年３月３１日制定）及び琉球大学外国語センター特任教員選考内規に関する申合せ（平成１８年３月３１日制定）の規定を準用することができるものとする。

附　則（平成２８年６月２１日）

この規則は，平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年１０月３１日）

この規則は，平成２８年１１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月８日）

１　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

２　この規則施行後，最初に任命される保健管理部門長は，第９条第２項の規定にかかわらず，この規則施行の前日に現に保健管理センター所長である者をもって充て，その任期は同条第３項の規定にかかわらず，保健管理センター所長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成２９年５月１５日）

この規則は，平成２９年５月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年９月１９日）

この規則は，平成２９年９月１９日から施行する。

附　則（平成２９年１１月１６日）

この規則は，平成２９年１１月１６日から施行する。

○琉球大学全学学士教育プログラム委員会規程

（平成２４年３月１５日
制　　定）

（趣旨）

第１条　この規程は，琉球大学グローバル教育支援機構（以下「機構」という。）規則第１９条第２項の規程に基づき，全学学士教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める。

（任務）

第２条　委員会は，次に掲げる業務を行う。

（１）　学士教育プログラムにおいて実施する取組を推進すること。
（２）　学士教育プログラム間の連絡・調整に関すること。
（３）　学士教育プログラムの広報・周知に関すること。
（４）　その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

（１）　副機構長
（２）　共通教育運営部門長
（３）　授業支援部門長
（４）　機構長が指名する機構の専任教員
（５）　各学士教育プログラム委員
（６）　その他機構長が必要と認めた者若干名

２　前項第６号の委員は，学長が任命する。

（任期）

第４条　前条第１項第６号に規定する委員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。

２　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，第３条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。
３　副委員長は，第３条第１項第３号に規定する委員をもって充て，必要に応じ同項第４号に規定する委員のうちから，委員長が指名する者を加えることができる。
４　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

（会議）
第６条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（意見の聴取）
第７条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は，学生部教育支援課において処理する。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は，グローバル教育支援機構会議の議を経て機構長が行う。

附　則
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１７日）
この規程は，平成２６年６月１７日から施行し，平成２６年４月１日から適用する。
附　則（平成２８年３月１５日）
この規程は，平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年１０月３１日）
この規程は，平成２８年１１月１日から施行する。
附　則（平成２９年５月１５日）
この規程は，平成２９年５月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。
附　則（平成２９年７月１８日）
この規程は，平成２９年７月１８日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

琉球大学グローバル教育支援機構共通教育運営部門（大学教育センター）規程

（平成２７年　９月１５日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，琉球大学グローバル教育支援機構規則第４条第３項の規定に基づき，共通教育運営部門（大学教育センター）（以下「部門」という。）に関し，必要な事項を定める。

（目的）

第２条　部門は，共通教育等の企画，調整及びカリキュラム編成等に当たるとともに，各学部等との連携を推進することを目的とする。

（業務）

第３条　部門は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 共通教育等の企画・調整及び実施に関すること。
(2) 共通教育等のカリキュラム編成及び履修基準の立案に関すること。
(3) 中期目標・中期計画に係る共通教育等に関する年度計画の策定及び推進（学部対応分を除く。）に関すること。
(4) 共通教育等に係る各学部等との連携の推進に関すること。
(5) その他部門が必要と認める事項

（組織）

第４条　部門は，次に掲げる者で構成する。

(1) 部門長
(2) 副部門長
(3) 部門を担当する専任教員（以下「専任教員」という。）
(4) 併任教員
(5) その他の職員

２　部門長は，部門の業務を総括する。

３　副部門長は，部門長を補佐する。

４　副部門長は，部門長の推薦に基づき，学長が任命する。

５　副部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

６　専任教員は，部門長の命を受け，部門の業務に従事する。

７　併任教員は，専任教員と協力し部門の業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。

（部門会議）

第５条　部門に，第３条に掲げる業務に関する事項及び部門の運営に関する事項を審議するため，部門会議を置く。

２　部門会議は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 部門長
(2) 副部門長

(3) 授業支援部門長
(4) 専任教員
(5) 併任教員
(6) 科目企画委員会副委員長
(7) 学生部教育支援課長
(8) その他部門長が必要と認めた者

３　部門会議は，構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

４　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

５　第２項第８号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　部門会議に，委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，前条第２項第１号に規定する委員をもって充て，副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

３　委員長は，部門会議を招集し，その議長となる。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

（意見の聴取）

第７条　部門会議が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（科目企画委員会）

第８条　部門会議の下に，共通教育等に係る授業科目の開設について総括するため，科目企画委員会を置く。

２　科目企画委員会の組織及び運営については，別に定める。

（事務）

第９条　部門に関する事務は，学生部教育支援課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，部門に関し必要な事項は，部門会議の議を経て部門長が別に定める。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は，グローバル教育支援機構会議の議を経て機構長が行う。

附　則

この規程は，平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月１５日）

この規程は，平成２９年５月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

琉球大学科目企画委員会規程

（平成１８年３月２８日
制　　定）

（趣旨）

第1条　この規程は，琉球大学グローバル教育支援機構（以下「機構」という。）共通教育運営部門（大学教育センター）規程第８条第２項の規定に基づき，琉球大学科目企画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める。

（任務）

第2条　委員会は，次に掲げる業務を行う。

（１）　共通教育等の開設授業科目に関して総括すること。

（２）　琉球大学共通教育等履修規程第２条に定める授業科目区分（以下「授業科目区分」という。）間の連絡調整に関すること。

（３）　その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

（１）　共通教育運営部門長

（２）　授業支援部門長

（３）　各学部の教育委員会等委員　１人

（４）　キャリア教育支援部門の教員　１人

（５）　国際教育支援部門の教員　１人

（６）　その他機構長が必要と認めた者

２　前項第６号の委員は，学長が任命する。

（任期）

第4条　前条第１項第３号から第６号に規定する委員の任期は，任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に，委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，第３条第１項第１号に規定する委員をもって充て，副委員長は同条同項第２号に規定する委員をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるとき又は欠けたときは，副委員長が，その職務を代行する。

（会議）

第6条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第8条　委員会が必要と認めるときは，専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の組織及び運営については，別に定める

（庶務）

第9条　委員会の庶務は，学生部教育支援課において処理する。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は，共通教育運営部門会議の議を経て機構長が行う。

附　則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　琉球大学科目企画委員会委員長会議の設置要項（平成１２年７月１日制定）は，廃止する。

附　則（平成２４年３月１５日）

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１５日）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１０月２５日）

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

２　琉球大学科目企画小委員会規程（平成８年３月１１日制定）は，廃止する。

琉球大学グローバル教育支援機構授業支援部門規程

（平成２７年　９月１５日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，琉球大学グローバル教育支援機構規則第４条第３項の規定に基づき，授業支援部門（以下「部門」という。）に関し，必要な事項を定める。

（目的）

第２条　部門は，大学教育における授業の実施・支援・改善等及び各学部等との連携協力に関することを目的とする。

（業務）

第３条　部門は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教育課程の改善のための調査研究，シラバス及び学生による授業評価の企画に関すること。
(2) 教育方法等の改善に関すること。
(3) 共通教育等と専門教育の調整に関すること。
(4) 教育の質保証に係る企画，立案に関すること。
(5) 中期目標・中期計画に係る授業支援に関する年度計画の策定及び推進（学部対応分を除く。）に関すること。
(6) 大学教育における研修（FD 等）の実施及び他大学との連携協力に関すること。
(7) その他部門が必要と認める事項

（組織）

第４条　部門は，次に掲げる者で構成する。

(1) 部門長
(2) 副部門長
(3) 部門を担当する専任教員（以下「専任教員」という。）
(4) 併任教員
(5) その他の職員

２　部門長は，部門の業務を総括する。
３　副部門長は，部門長を補佐する。
４　副部門長は，部門長の推薦に基づき，学長が任命する。
５　副部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
６　専任教員は，部門長の命を受け，部門の業務に従事する。
７　併任教員は，専任教員と協力し部門の業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。

（部門会議）

第５条　部門に，第３条に掲げる業務に関する事項及び部門の運営に関する事項を審議す

るため，部門会議を置く。
２　部門会議は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 部門長
(2) 副部門長
(3) 共通教育運営部門長
(4) 専任教員
(5) 併任教員
(6) 学生部教育支援課長
(7) その他部門長が必要と認めた者
３　部門会議は，構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
４　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
５　第２項第７号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第６条　部門会議に，委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は，前条第２項第１号に規定する委員をもって充て，副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
３　委員長は，部門会議を招集し，その議長となる。
４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

（意見の聴取）
第７条　部門会議が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（事務）
第８条　部門に関する事務は，学生部教育支援課において処理する。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか，部門に関し必要な事項は，部門会議の議を経て部門長が別に定める。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は，グローバル教育支援機構会議の議を経て機構長が行う。

附　則
この規程は，平成２７年１０月１日から施行する。
附　則（平成２９年５月１５日）
この規程は，平成２９年５月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。